

はじめに

議員の責務として、その活動は単に本会議や委員会などの会議に出席し、議案の審議などを行う議会活動だけではなく、住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくことも、議員の果たすべき重要な役割です。

このため、平成12年5月に地方自治法が改正され、第100条第14項及び15項の規定に基づき、議員が行う調査研究に資する活動に対し、その経費の一部が政務調査費として交付されることになりました。

政務調査費は、それが県民の税金で賄われていることに鑑み、議員には、県民に理解され信頼される議会づくりのために、その使途について、透明性の確保と説明責任を果たすことが求められました。

そこで、三重県議会では、平成19年度分政務調査費は1件1万円以上の支出にかかる領収書等を添付して閲覧、平成20年度分政務調査費からは原則すべての領収書等を添付して閲覧するよう条例を改正し、情報の公開に努めてきました。

また、このような積極的な情報の公開にあたり、議会としてより一層の説明責任を果たせるよう、議員で構成するワーキンググループを設置し、全国都道府県議会議長会の資料等をもとに、具体的な使途基準や按分の考え方を示したガイドラインを作成し、政務調査費制度を運用してきました。

そして、地方自治法の改正により、政務調査費が政務活動費に改められ、交付の名目が「調査研究その他の活動」になるとともに、法第100条第16項が新設され、議長による透明性の確保が規定されました。

三重県議会では、議決により設置した「議員報酬等に関する在り方調査会」からいただいた最終報告への対応を検討するため、「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」を設置し、議員報酬の在り方、政務調査費の在り方、地方自治法改正への対応を検討してきました。

ワーキンググループでは、政務調査費のこれまでの運用や「議員報酬等に関する在り方調査会」からの提案、全国都道府県議会議長会の資料等を踏まえて議論を行い、政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規程の改正案に続き、「政務調査費ガイドライン」の改正版として「政務活動費ガイドライン(案)」を作成し、平成25年3月12日の代表者会議で了承され、平成25年4月から交付される政務活動費は、このガイドラインに則って運用されました。

今回、平成30年7月13日に議会改革推進会議のもとに設置された「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」において、旅費の改正について検討が行われ、旅費関連の部分を修正した「政務活動費ガイドライン」改正案を作成しました。この改正案は平成〇〇年〇月〇日の代表者会議で了承されたことから、〇〇元年5月1日からは、このガイドラインに則って運用していくこととなります。

はじめに

議員の責務として、その活動は単に本会議や委員会などの会議に出席し、議案の審議などを行う議会活動だけではなく、住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくことも、議員の果たすべき重要な役割です。

このため、平成12年5月に地方自治法が改正され、第100条第14項及び15項の規定に基づき、議員が行う調査研究に資する活動に対し、その経費の一部が政務調査費として交付されることになりました。

政務調査費は、それが県民の税金で賄われていることに鑑み、議員には、県民に理解され信頼される議会づくりのために、その使途について、透明性の確保と説明責任を果たすことが求められました。

そこで、三重県議会では、平成19年度分政務調査費は1件1万円以上の支出にかかる領収書等を添付して閲覧、平成20年度分政務調査費からは原則すべての領収書等を添付して閲覧するよう条例を改正し、情報の公開に努めてきました。

また、このような積極的な情報の公開にあたり、議会としてより一層の説明責任を果たせるよう、議員で構成するワーキンググループを設置し、全国都道府県議会議長会の資料等をもとに、具体的な使途基準や按分の考え方を示したガイドラインを作成し、政務調査費制度を運用してきました。

このたび、地方自治法の改正により、政務調査費が政務活動費に改められ、交付の名目が「調査研究その他の活動」になるとともに、法第100条第16項が新設され、議長による透明性の確保が規定されました。

三重県議会では、議決により設置した「議員報酬等に関する在り方調査会」からいただいた最終報告への対応を検討するため、「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」を設置し、議員報酬の在り方、政務調査費の在り方、地方自治法改正への対応を検討してきました。

ワーキンググループでは、政務調査費のこれまでの運用や「議員報酬等に関する在り方調査会」からの提案、全国都道府県議会議長会の資料等を踏まえて議論を行い、政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規程の改正案に続き、「政務調査費ガイドライン」の改正版として「政務活動費ガイドライン(案)」を作成しました。

「政務活動費ガイドライン(案)」は、平成25年3月12日の代表者会議で了承され、平成25年4月から交付される政務活動費は、このガイドラインに則って運用していくこととなります。

【改正後】

4 旅費の運用について

(1) 旅費の支出基準

政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にするものとします。

なお、行程及び料金については、政務活動の実態に応じた行程及び料金とします。

①公共交通機関運賃・・・実費

②宿泊料・・・甲地方15,500円/泊、乙地方14,200円/泊を定額としますが、定額以内の実費でも可。

※ 甲地方は、職員等の旅費に関する条例で規定する地域（東京都特別区、大阪府、堺市、名古屋市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、京都市、神戸市、広島市、福岡市）をいいます。乙地方は、その他の地域をいいます。

※ 宿泊料の考え方は1泊2食分です。

③政務雑費・・・実費とします。

※ 政務雑費は、目的地内を移動するために必要やむを得ない場合に利用するタクシー代、駐車場代となります。

なお、目的地内とは行き先の市町村内、東京都の場合は23区内です。

④車賃・・・23円/キロメートルとします。

※ 自家用車を使用した旅費の計算に使用します。移動距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて計算します。

【参考：三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の基準】

①公共交通機関運賃・・・実費

②宿泊料・・・甲地方15,500円/泊、乙地方14,200円/泊

③公務雑費・・・実費

※ 公務雑費は、有料道路代、駐車場代及びタクシー代です。

【参考：職員等の旅費に関する条例の基準】

④車賃・・・23円/キロメートル

※ 1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

旅費の支出については、定額又は実費で支出するか、一定の基準で整理されていることが望ましく、年度を通じて同一の運用をすることが望ましい。

(2) 旅費の支出時の注意点

①重複受給の禁止

当然ですが、公費から旅費の支給があった日に、重複して政務活動費から旅費を支出することはできません。

具体例として、次のようなものが重複受給となります。

例 公費から支出されている行程と重複する分の交通費

【改正前】

4 旅費の運用について

(1) 旅費の支出基準

政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にするものとします。

なお、行程及び料金については、政務活動の実態に応じた行程及び料金とします。

①公共交通機関運賃・・・実費（ただし、目的地内の移動経費を除く）

②宿泊料・・・16,500円/泊を定額としますが、定額以内の実費でも可。 ※ 宿泊料の考え方は1泊2食分です。

③政務雑費・・・3,000円/日を定額としますが、定額以内の実費でも可。

※ 政務雑費には、携帯電話料金などの通信費、タクシー料金などの目的地内の移動経費、駐車場代など政務活動中の諸雑費を含みます。ただし、昼食費は含まれません。

なお、目的地内とは行き先の市町村内、東京都の場合は23区内です。

また、政務雑費は定額であるため、1日3,000円を超える場合は政務活動費からの支出はできません。

④車賃・・・30円/キロメートルとします。

※ 自家用車を使用した旅費の計算に使用します。移動距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて計算します。

【参考：三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の基準】

①公共交通機関運賃・・・実費（ただし、目的地内の移動経費を除く）

②宿泊料・・・16,500円/泊

③公務雑費・・・3,000円/日

※ 公務雑費には、通信費、目的地内の移動経費、駐車場代などを含みます。

【参考：職員等の旅費に関する条例の基準】

④車賃・・・30円/キロメートル

※ 1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

旅費の支出については、定額又は実費で支出するか、一定の基準で整理されていることが望ましく、年度を通じて同一の運用をすることが望ましい。

(2) 旅費の支出時の注意点

①重複受給の禁止

当然ですが、公費から旅費の支給があった日に、重複して政務活動費から旅費を支出することはできません。

具体例として、次のようなものが重複受給となります。

ア 公費から支出されている行程と重複する分の交通費

イ 政務雑費（日額なので、議会から公務雑費が支給されている日は計上できません）

ウ 政務活動費の旅費を実費で支出する場合における、目的地内移動経費や駐車場代等（当日の公費支給の公務雑費に含まれるため）

【改正後】

(6) 会議費の考え方について

会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費を指します。

会派又は議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や打ち合わせも含まれます。

「住民相談会」は会議として開かれるもので、個別の住民との住民相談とは区別されます。

「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨です。

県政に関係する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への議会を代表しての参加が公務災害という公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の各種会合、式典への出席に要した経費は充当可能とします。

「団体等」の「等」は企業、学校、個人などを含みます。

(7) 携帯電話等使用料の支出について

使用実態に応じて按分して支出します。使用実態を明らかにすることが難しい場合は、施行規程第7条ただし書により按分して計上します。

(8) 自発的な運用基準の厳正化

①按分に係る基準

施行規程第7条ただし書において、明確な按分根拠が示せない場合は、その支出額の2分の1を支出できるとしてありますが、当該支出額に係る政務活動の占める割合が、明らかに2分の1に満たないと思われる場合には、当該支出額の4分の1として支出します。

②事務所費、事務費、人件費の支出上限設定

事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています。

本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この3つの経費による支出の合計額が、交付額の2分の1を超えて支出することはできないものとします。

※ 政務活動費交付金の交付決定は、年間合計額で会派及び議員へ通知していますので、支出上限の考え方は（1年間の事務所費＋1年間の事務費＋1年間人件費）の合計額が会派又は議員への年間交付決定額の2分の1を超えない範囲とします。

ただし、目安としては交付月額を2分の1を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。

なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。

③人件費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、雇用契約書（参考様式第4）の写しを添付します。

【改正前】

(6) 会議費の考え方について

会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費を指します。

会派又は議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や打ち合わせも含まれます。

「住民相談会」は会議として開かれるもので、個別の住民との住民相談とは区別されます。

「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨です。

県政に関係する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への議会を代表しての参加が公務災害という公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の各種会合、式典への出席に要した経費は充当可能とします。

「団体等」の「等」は企業、学校、個人などを含みます。

(7) 自発的な運用基準の厳正化

①按分に係る基準

施行規程第7条ただし書において、明確な按分根拠が示せない場合は、その支出額の2分の1を支出できるとしてありますが、当該支出額に係る政務活動の占める割合が、明らかに2分の1に満たないと思われる場合には、当該支出額の4分の1として支出します。

②事務所費、事務費、人件費の支出上限設定

事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています。

本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この3つの経費による支出の合計額が、交付額の2分の1を超えて支出することはできないものとします。

※ 政務活動費交付金の交付決定は、年間合計額で会派及び議員へ通知していますので、支出上限の考え方は（1年間の事務所費＋1年間の事務費＋1年間人件費）の合計額が会派又は議員への年間交付決定額の2分の1を超えない範囲とします。

ただし、目安としては交付月額を2分の1を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。

なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。

③人件費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、雇用契約書（参考様式第4）の写しを添付します。

④事務所費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、賃貸借契約書の写しを添付します。

【改正後】

(記載例1: 会派分政務活動→議員A分)

第10号様式 (第9条第1項第2号関係)

旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 調査研究費)

旅行者 職氏名	三重県議会議員 ●●●● (印)		
用務	環境森林税に関する調査		
日程 及び 行き先	〇〇〇〇年 5月30日 ~ 〇〇〇〇年 5月31日 高知・岡山 都・道・府・県 (郡) 高知・岡山 (市) 町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会		
支出内訳	1 旅費 <u>57,720 円</u> (運賃等1 JR:尾鷲←→松阪(特急) 6,220円) (運賃等2 近鉄:松阪←→鶴橋(特急) 5,600円) (運賃等3 JR:鶴橋←→高知 12,040円) (運賃等4 とさでん路面電車:高知駅前←→県庁前 400円) ← 目的地内の公共交通機関運賃は運賃等欄へ (運賃等5 新幹線:新大阪←→岡山(グリーン) 10,560円) (運賃等6 JR特急:岡山←→高知(グリーン) 7,440円) (自家用車使用 23円 × 20km = 460円) (宿泊費 14,200円 × 1泊 = 14,200円) ← 乙地域の金額 (政務雑費 駐車場代 800円) ← 駐車場代は政務雑費欄へ (加減額1) 円) (加減額2) 円) (加減額3) 円) 領収書の添付が必要。タクシー代は、やむを得ず利用した理由を()書きで併せて 2 付随する経費 記載する。 <u>3,000 円</u> (参加費、資料代等) 円) (手土産代 1,500円 × 2箇所 = 3,000円) (その他1 (内容)) 円) (その他2 (内容)) 円) (その他3 (内容)) 円) 土産代は、購入した議員がまとめて記載する。領収書の添付が必要。		

【改正前】

(記載例1: 会派分政務調査活動→議員A分)

第10号様式 (第9条第1項第2号関係)

旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 調査研究費)

旅行者 職氏名	三重県議会議員 ●●●● (印)		
用務	環境森林税に関する調査		
日程 及び 行き先	平成〇〇年 5月30日 ~ 平成〇〇年 5月31日 高知・岡山 都・道・府・県 (郡) 高知・岡山 (市) 町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会		
支出内訳	1 旅費 <u>64,960 円</u> (運賃等1 JR:尾鷲←→松阪(特急) 6,220円) (運賃等2 近鉄:松阪←→鶴橋(特急) 5,600円) (運賃等3 JR:鶴橋←→高知 12,040円) (運賃等4 新幹線:新大阪←→岡山(グリーン) 10,560円) (運賃等5 JR特急:岡山←→高知(グリーン) 7,440円) (自家用車使用 30円 × 20km = 600円) (宿泊費 16,500円 × 1泊 = 16,500円) (調査雑費 3,000円 × 2日 = 6,000円) (加減額1) 円) (加減額2) 円) (加減額3) 円) 2 付随する経費 <u>3,000 円</u> (参加費、資料代等) 円) (手土産代 1,500円 × 2箇所 = 3,000円) (その他1 (内容)) 円) (その他2 (内容)) 円) (その他3 (内容)) 円) 土産代は、購入した議員がまとめて記載する。領収書の添付が必要。		